

令和8年度川越町職員募集要項 (令和9年4月採用)

●令和9年4月1日採用職員を募集します

1 募集職種・採用予定人員・年齢及び資格要件

募集職種	採用予定人員	年齢及び資格要件
技術職（土木）	若干名	・学校教育法による高等学校以上を卒業若しくは令和9年3月31日までに卒業見込の方又は高等学校卒業程度の学力を有する方 ・昭和62年4月2日以降に生まれた方

※ 採用予定数は、欠員状況等により変更または中止する場合があります。

- (1) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（別紙参照）
- (2) 採用後に、川越町又はその近郊に居住できる方
- (3) 外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方に限ります。

※ 外国籍の方については、採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。詳しくは、「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

2 試験日時と会場

(1) 第1次試験

日 時：令和8年10月25日（日）

午前10時～（受付は午前9時30分～午前9時45分）

場 所：川越町役場庁舎 2階大議室

内 容：【午前】職務能力試験、職務適応性検査

【午後】専門試験

備 考：受付時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）で本人確認をさせていただきます

(2) 第2次試験

日 時：第1次試験合格者に郵送で通知します。

場 所：川越町役場庁舎

内 容：①面接試験 ②小論文試験 ③集団討論試験

※ 内容を変更する場合があります。

3 第1次試験の出題分野

【職務基礎力試験】

科目	出題内容
職務能力 試験	・ 地方行政への関心と理解 ・ 文章を正確に理解し事務を円滑に遂行する能力 ・ 論理的に思考し、判断する能力 ・ 現状や統計等の資料を分析し、課題を発見する能力 ・ 国内外の社会情勢への理解と新たな課題（地球環境、I C T化等）に対応するための基礎知識（60題）
職務適応性 検査	公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向面から検査（150 項目）

【専門試験】

職種	科目	出題分野
技術職 (土木)	土木 3	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基礎力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工（30題）

4 合格発表

第1次試験の結果は、町ホームページに公表します。

また、第1次試験合格者には、第2次試験の案内を郵送します。

5 受付期間・申込方法

(1) 受付期間

令和8年10月4日（日）23時59分まで

(2) 申込方法

川越町ホームページに掲載の申込フォームから申込み

※10月4日（日）23時59分までの申込み完了分まで有効。応募が完了した場合、応募手続完了メールが自動送信されますので、受信確認をお願いします。

（@logoform.jpのメールを受信できるように設定してください。）

※受付期間中は24時間いつでも申し込みできますが、システムメンテナンス等のため一時的に使用できない場合がありますので、ご注意ください。

※資格要件を確認できる書類（卒業証明書等）を、画像ファイルで申込フォームに

添付する必要があります。

※川越町から試験に関する連絡が必要な場合は、k-soumu@town.kawagoe.mie.jpのアドレスからメールでお知らせします。

(3) その他注意事項

- ① 申込完了後、川越町から受験票等の送付はいたしません。試験日時に会場までお越しください。
- ② 受付時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）で本人確認をさせていただきますので、ご準備をお願いします。
- ③ 試験会場での昼食は可能ですが、弁当・パンの販売、湯茶等の提供はありません。

6 勤務条件等（令和8年4月1日現在）

(1) 初任給

大学卒：237,600円

短大卒：225,600円

高校卒：213,100円

※初任給は、前職歴等に応じて加算される場合があります。

月例給見込例：262,800円（大学卒・職務経験8年・30歳の場合）

ただし、職務経験者の給料月額は、職務経験の内容等に応じ異なりますので、上記金額と同額になるとは限りません。

※諸手当として地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※給与は、民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準じて改定される場合があります。

(2) 勤務時間・休暇

勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで

休日：土曜日・日曜日、祝日、年末年始

休暇：年次有給休暇として20日（採用年は15日）があります。

その他条例で定められた休暇があります。

7 問い合わせ先

川越町役場総務課（電話 059-366-7113）

【参考】地方公務員法

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考】外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、川越町においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 町民に対して公益的な必要から町民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 町民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 町民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

※「公権力の行使」にあたる主な職務の例

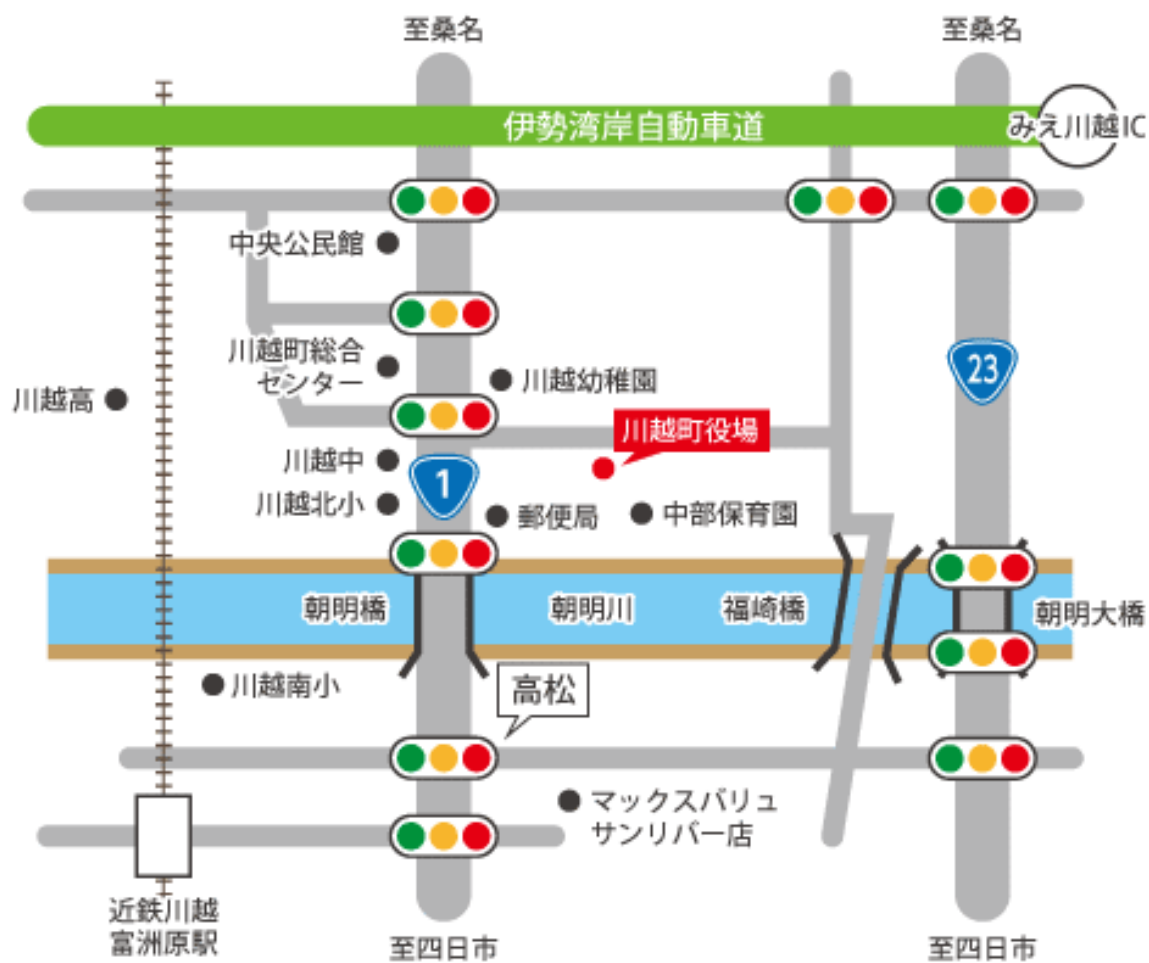
占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、都市計画の決定など

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、川越町の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く。）の職（具体的には係長、主幹）への昇任は制限されません。

(試験会場までの案内図)



※川越富洲原駅から徒歩 25 分又はタクシー（約 2 km）